

議 会

令和3年第1回町議会定例会が、3月2日に開会され、令和2年度各会計補正予算、条例改正などについて審議されました。

また、令和3年度各会計予算は、予算特別委員会へ付託し審議され、本会議において可決されました（詳しくは、本紙14～15ページをご覧ください）。

定例会は、15日に全議案の審議を終了し閉会しました。

令和3年第1回町議会定例会

一 般 質 問

東出議員

- 除雪車両の増車について

我妻議員

- 月形町の公共施設における一層の情報の受発信環境の整備について

松田議員

- 災害及び緊急時に断水となった場合での住民への給水・生活支援について

楠議員

- 皆楽公園を観光拠点として整備するにあたっての基本戦略について

- 人事評価制度の運用について

- 「教育のまち」としての発信について

議 案

令和2年度各会計補正予算

■令和2年度月形町一般会計補正予算（第12号）

- 歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億3,744万8,000円減額しました。

総額 55億5,718万円

■令和2年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）

- 歳入歳出予算の総額をそれぞれ733万6,000円減額しました。

総額 4億4,873万1,000円

■令和2年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

- 歳入歳出予算の総額をそれぞれ487万4,000円減額しました。

総額 7,782万9,000円

■令和2年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

- 歳入歳出予算の総額をそれぞれ678万2,000円減額しました。

総額 4億5,613万円

■令和2年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 歳入歳出予算の総額をそれぞれ4万5,000円減額しました。

総額 6,308万1,000円

■令和2年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第7号）

- 収益的収入および支出の総額をそれぞれ1,419万4,000円増額しました。

総額 6億2,360万5,000円

- 資本的収入の総額を1,511万2,000円減額し、資本的支出の総額を116万6,000円増額しました。

資本的収入 8,575万4,000円

資本的支出 1億1,791万4,000円

■月形町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

□農林建設課が所管していた下水道に関する事務を住民課に移管する改正をしました。

■月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

□町長の事務部局の職員を59人から60人、月新水道企業団に派遣する職員を3人から2人に改正をしました。

■月形町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

□人事院勧告による期末手当の減額について、令和3年度から適用する改正をしました。

■月形町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

□町立病院医師の医学研究手当について、月額392,000円以内を500,000円以内に改正しました。

■医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

□マイナンバーカードにより、オンライン(電子)上で、被保険者または被扶養者であることが確認できるようになったことに伴い、関連条例の文言を改正しました。

■月形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

□第8期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険サービスの利用実績や人口推計などを勘案し、介護保険料を改正しました。

■月形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

■月形町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

■月形町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例の制定について

■月形町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

□上記の4つの条例の改正内容は、省令の改正に伴い、感染症・災害対策の強化、高齢者虐待防止の推進、ICTの活用などを図るための基準を加えた改正が主な内容です。

■月形町そさい共同集出荷撰果場設置管理条例を廃止する条例の制定について

□月形町そさい共同集出荷撰果場の無償譲渡に伴い条例を廃止しました。

■月形町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

□道路法施行令の改正に伴い、令和3年4月1日から町条例の占用料の額を国の基準に準拠し、改正しました。

■普通財産の無償譲渡について【旧月形町そさい共同集出荷撰果場】

□旧月形町そさい共同集出荷撰果場を無償譲渡しました。

譲渡の相手方：月形町農業協同組合

住所：月形町1069番地

譲渡年月日：令和3年4月1日

■普通財産の無償譲渡について【旧町営草地附帯施設】

□旧町営草地附帯施設を無償譲渡しました。

譲渡の相手方：月形町草地利利用組合

住所：月形町字知来乙506番地17

譲渡年月日：令和3年4月1日

■公の施設に係る指定管理者の指定について【月形町青果物集出荷貯蔵施設】

□月形町青果物集出荷貯蔵施設の指定管理者が指定されました。

指定管理となる団体名：月形町農業協同組合

住所：月形町1069番地

指定の期間：令和3年4月1日から

令和8年3月31日まで